

平成23年中に住宅貸付等をご利用された方へ



年末残高等証明書を交付します

住宅の増改築などで共済組合から平成23年1月以降に貸付を受けた方が、一定の要件を満たし、住宅取得等特別控除を初めて受ける場合は、確定申告の手続きが必要となります。平成23年1月から12月までに住宅貸付、災害貸付、特例災害貸付及び在宅介護対応住宅貸付を受けた方に、平成23年分の「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」を1月下旬に送付しますので、確定申告の際にご利用ください。その他手続きの詳細につきましては、最寄の税務署にお尋ねください。

平成23年中に居住の用に供した方の控除額の計算は以下のとおりです。
平成22年度以前に居住の用に供した場合の計算方法や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算や手続きについて詳しくは国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】をご覧ください。

区 分	住宅借入金等の年末残高の合計額	各年の住宅借入金等の年末残高の合計額に乗ずる控除率		控除期間
		1～10年目	1%	
住宅借入金等特別控除	4,000万円以下の部分の金額	1～10年目	1%	10年間
認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	5,000万円以下の部分の金額	1～10年目	1.2%	10年間
特定増改築等住宅借入金等特別控除	増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額(A) 1,000万円以下の部分の金額(注)	1～5年目	1%	5年間
	うち特定増改築等住宅借入金等の金額(B) 200万円以下の部分の金額	1～5年目	2%	

(注) 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合には、(A)と(B)の合計で1,000万円を限度とします。



共済組合ホームページにリンクを設けました

共済組合では貸付事業及び物資事業を利用する方の多重債務などの事故を予防する観点から、共済組合のホームページに日本貸金業協会ホームページのリンクを設けました。

日本貸金業協会のホームページでは、家計管理診断や消費行動診断で家計や消費行動に潜むリスクを診断することができますので、一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

また、多重債務やヤミ金融などの悪質業者による被害を予防するための情報や返済が苦しくなった際の相談窓口(貸金業相談・紛争解決センター)を設けています。

新たな借り入れを行う際には、多重債務に陥らないよう十分注意し、収入と支出のバランスを考えた上手な利用を行ってください。

【日本貸金業協会 URL】 <http://www.j-fsa.or.jp/>

あなたの家計の健全性、改めて見直してみませんか?!

あなたの家計や消費行動に潜むリスクを診断し、家計の計画的な管理の向上を支援します。

家計管理診断
あなたの家計収支から、その健全性をチェック！
収支の増減、消費支出の見直しによる家計の健全性を試算します！

簡易版家計管理診断
家計収支からあなたの家計を簡単チェック！
家計管理時間よりも家計データの入力時間が少なく手軽に診断を行うことができます。

消費行動診断
あなたの消費行動に潜むリスクを、30項目のチェックで5分診断！

マネーライフ健康度チェック
YES/NOシートで、あなたの消費行動スタイルがわかります！

消費行動診断、マネーライフ健康度チェックは、診断サイトからアクセスできます！
<http://www.j-fsa.or.jp/personal/diagnosis/enable/>

借入余裕度診断
3年での返済を目安に借入余裕度をチェック！

返済シミュレーション
返済期間、返済金額など、複数のシミュレーション機能で無理のない返済計画をチェック！

copyright © 2009 Japan Financial Services Association. All rights reserved.

いばらき共済9月号の記事の訂正について

いばらき共済9月号(No.271)の記事「組合の現況」(28頁)の任意継続組合員数に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。

任意継続組合員数 28,101人(訂正前) → 任意継続組合員数 1,296人(訂正後)